

御注意

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
3 1 「転勤(転職)等による特別徴収届出書」に記載された宛名番号を記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

給与所得者情報欄: 常陸大宮市長 殿, 住所(居所)又は所在地 〒, フリガナ, 氏名又は名称, 代表者の職氏名, 個人番号又は法人番号, 受給者番号(整理番号), フリガナ, 氏名 (旧姓), 生年月日, 個人番号, 1月1日現在の住所, 給与の支払を受けなくなった後の住所

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
※市町村処理欄
特別徴収義務者指定番号
宛名番号
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号
課・係
氏名
電話
(内線)
異動の事由
1. 退職
2. 転勤
3. 合併
4. 休職
5. 長期欠勤
6. 死亡
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他(特別徴収不可)
異動後の未徴収税額の徴収
退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収(1月以降は必須)
(月分で納入)
(月 日納期分)
3. 普通徴収(理由)
控除社会保険料額
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由 徴収予定
1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため
徴収予定月日 徴収予定額 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)

相続人の氏名等
氏名 続柄
住所
電話

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒
フリガナ
氏名又は名称
代表者の職氏名
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号
課・係
氏名
電話
(内線)
新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
納入書 要・不要
※市町村記入欄